

払戻金

採用日から3ヶ月以内に自己都合または雇い主の都合により退職した場合、以下の条件に従い紹介手数料の一部を払戻すものとする。

1. 採用後1ヶ月以内の退職：紹介手数料の80%を払戻す
2. 採用後2ヶ月以内の退職：紹介手数料の60%を払戻す
3. 採用後3ヶ月以内の退職：紹介手数料の40%を払戻す
4. 採用後3ヶ月を超えた場合：払戻しは行わない

ただし、退職理由が雇い主による重大な契約違反または不当な解雇に起因する場合は、この限りではない。